

平成26年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成26年 3 月 6 日～ 7 日

場 所 第 3 委員会室

平成26年 3月 6日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第60号 平成25年度宮崎県一般会計補正
予算 (第4号)

○議案第70号 平成25年度宮崎県育英資金特別
会計補正予算 (第1号)

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて (別紙1)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

・平成25年の交通事故の概要と本年の取組につ
いて

出席委員 (7人)

委員	長	田口雄二
副委員	長	二見康之
委員		福田作弥
委員		中村幸一
委員		松村悟郎
委員		重松幸次郎
委員		徳重忠夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	白川靖浩
警務部長	水野良彦
警務部参事官兼 首席監察官	黒木典明
生活安全部長	深田周作

刑事部長	横山登
交通部長	武田久雄
警備部長	山内敏
警務部参事官兼 警務課長	柳田勇
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	内山義和
生活安全部参事官兼 地域課長	松山邦廣
総務課長	片岡秀司
会計課長	草留勉
少年課長	河野俊一
交通規制課長	永友逸郎
運転免許課長	長友信明

教育委員会

教育長	飛田洋
教育次長 (総括)	高原みゆき
教育次長 (教育政策担当)	西立野康弘
教育次長 (教育振興担当)	中野通彦
総務課長	梅原裕二
財務福利課長	入倉俊一
学校政策課長	谷口英彦
学校支援監	今村卓也
特別支援教育室長	坂元巖
教職員課長	早日渡志郎
生涯学習課長	村上昭夫
スポーツ振興課長	日高和典
文化財課長	田方浩二
人権同和教育室長	花岡道義

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼川真治
政策調査課主幹	牧浩一

○田口委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、本部長の説明を求めます。

○白川警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長を初め委員の皆様には、日ごろから警察業務全般にわたりまして、格別の御理解と御協力をいただき、心よりお礼を申し上げます。

さて、先般2月16日夜のことでございますが、宮崎市柳丸町の商業施設におきまして持凶器強盗事件が発生しました。これは、商業施設のトイレで、刃物を用いて財布を一般の方から強取するという事件でございましたが、これは、2月25日に住居不定の無職の男を逮捕したところでございます。

このような、県民に大きく不安を与える犯罪を抑止する上では、検挙と防犯を組み合わせた対策が重要であると考えております。本年は、本県警察におきましては、子供・女性・高齢者対象の犯罪、それから住宅対象の侵入窃盗の2点を重点としまして、その抑止に取り組んでま

いる所存でございます。

それでは、早速でございますが、お手元に配付しております「文教警察企業常任委員会」と題する資料をごらんいただきたく存じます。

表紙裏面の目次でございますが、本日、御審議をいただきます案件につきましては、議案としまして、平成25年度宮崎県一般会計補正予算、報告事項としまして、損害賠償額を定めたことについて、さらに、その他の報告といたしまして、平成25年中の交通事故情勢についてでございます。

それぞれ担当部長から報告をさせますので、御審議のほどどうぞよろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○水野警務部長 それでは、引き続きまして、平成26年2月定例県議会提出の議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係につきまして、御説明いたします。

座って御説明させていただきます。失礼します。

まず、お手元に先ほど本部長から言及しました「文教警察企業常任委員会資料」を準備させていただきました。めくって資料1となっている1枚紙で御説明を申し上げさせていただきたいと思っております。

なお、分厚い「歳出予算説明資料」という資料があるかと思っておりますが、こちらの冊子で申し上げますと443ページからの記載でございます。

それでは、この1枚紙の資料が説明の主なるところを網羅しておりますので、こちらをごらんいただきながら、冊子のほうもごらんいただければというふうに思います。

それでは、中身の説明に入らせていただきます

す。

資料の1ページ目でございますけど、資料1の1番、2月補正予算の概要をごらんいただければと思います。

まず、本議案に係る補正予算はマイナス8億5,599万2,000円ということでございます。減額補正でございます。

その内訳でございますが、この資料には記載ございませんけれども、おおむね職員の人件費の執行残等による減額、それから、その他の物件費の入札残等による減額など、減額の総計がマイナス11億4,892万9,000円ということでございます。

また、希望退職者等の増加に伴う退職手当の増額がございました。これが、プラスの2億9,293万7,000円でありまして、その差し引きの相殺額でございますが、これが、先ほど申し上げました8億5,599万2,000円の減額ということになるわけでございます。

今回の補正によりまして、補正後の予算額でございますが、恩給及び退職年金費を除きまして、ここに記載のとおり、262億1,219万1,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、その下、2番でございます、事項別補正予算額と主な補正事業をごらんください。

予算説明資料、その分厚い説明資料で申し上げますと447ページでございます。

1枚紙の資料で説明申し上げますが、まず、上段の左側でございます。会計、科目、事項と書いた欄がございますが、この欄をごらんください。その欄の下に、会計、一般会計、その下に(款)警察費と書いてございまして、その下、(項)警察管理費(目)公安委員会費の下に(事

項)と書いておりました委員会運営費と書いてあります。この部分でございますが、補正額がマイナスの61万4,000円でございます。補正額の欄に614と書いてあるかと思えます。

この減額につきましては、公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でございますが、その主な内容は旅費等の執行残でございます。

続きまして、その下に、また(目)と書いてございますが、警察本部費とあります。そのうち(事項)でございますけれども職員費であります。補正額でマイナスの7億7,147万円です。これにつきましては、職員の人件費の執行残に伴う補正でございます。

具体的には、昨年7月から本年3月にかけて行われている給料の特例減額措置による減額でございます。また、退職者が見込みによりふえたことによる給料の減額などにより不用額が生じたものでございます。

その次でございますが、その下(事項)運営費の欄であります。補正額は、プラスの2億4,092万8,000円です。

これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正でございます。その主なものは、その下に2つ書いてございます。説明欄に記載してありますが、退職手当であります。プラスの2億9,293万7,000円でございます。

それから、もう一つが、これはマイナスなんですけれども、「警察業務電算化推進事業」とありまして、これはマイナスの2,593万円でございます。

退職手当の増額でございますけれども、当初予算で見込んでおりました人数よりも、希望退職者が11名ふえました。それから、3名の職員が死亡退職をいたしました。それに伴いまして、不足額が生じたものでございます。

なお、この希望退職者というのは、本人の希望により、定年を数年残して早期に退職する職員のことです。

また、警察業務電算化推進事業の減額ですが、これにつきましては、警察内で構築しております各システムの改修委託料の入札残や、警察ネットワークで使用しているLAN端末等のリース契約に係る入札残でございます。

続きまして、その下の(目) 装備費とあります。その下(事項) 装備費と書いてありますが、補正額がマイナス399万7,000円でございます。

この(目)の説明資料につきましては、分厚い説明資料でいきますと448ページでございます。

この装備費の減額補正であります。これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、この装備費の欄の下に2つ項目を掲げておりますけれども、「警察車両の計画的更新整備事業」マイナス113万8,000円、それから「災害対策燃料備蓄事業」マイナス201万7,000円でございます。

警察車両の計画的更新整備事業の減額ですが、これは、警察車両の購入や車両リースに係る入札残でございます。

災害対策燃料備蓄事業の減額ですが、これは、当初予定しておりました給油施設の管理業務に対する業者委託費を見積もっておったわけでございますけれども、危険物保安監督者として配置した警察官が、災害対策燃料備蓄施設の運用開始までにさまざまな講習を受講いたしまして、技術指導を受けたりするといった機会が得られましたことから、専門業者への外部への業務委託というのが不必要になりまして、みずから行うという形で、この委託費につい

ての不用が立ったというわけでございます。

次に、その下の(目) 警察施設費(事項) 警察施設費であります。補正額はマイナスの5,829万4,000円でございます。

この(目)でございますけれども、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、その警察施設費の説明欄に2つほど記載してございますけれども、その他警察施設営繕費でマイナス4,180万円、その他警察庁舎及び宿舍維持管理費で1,001万3,000円でございます。

上のその他警察施設営繕費は、国土交通省と共同で実施する予定でございました射撃場の耐震補強工事が延期になったことによりまして、不用額が生じたものでございます。

また、その下のその他警察庁舎及び宿舍維持管理費は、警察本部庁舎、運転免許センター及び警察学校並びに県下13警察署の清掃委託や機械設備、電気設備の保守委託契約等に係る入札残でございます。

続きまして、(事項) 警察署庁舎建設費であります。マイナス641万2,000円が補正額であります。

分厚い資料で申し上げますと449ページでございます。

これは、警察署の庁舎建設に要する経費の執行残に伴う補正でございます。その内容は旧日向警察署庁舎の解体に伴う工事費の入札残でございます。

続きまして、その下の(目) 運転免許費(事項) 運転免許費の補正額、マイナス1,980万3,000円でございます。

これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費の執行残に伴う補

正でございます、主なものは、その説明欄に2つほど書いてありますが、「運転免許証ICカード化導入事業」で930万円のマイナス、その他運転免許試験及び運転免許事務関係等経費で630万6,000円のマイナスでございます。

上のICカード化導入事業の減額でございますけれども、機器のリースに関する入札残や運転免許の更新者数が見込みより少なかったことによる消耗品の不用額でございます。

下のその他運転免許試験及び運転免許事務関係等経費の減額は、運転免許関係の印刷費の入札残、それから運転免許試験及び事務関係等の消耗品の入札残等でございます。

次に、その下、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)で一般活動費と書いてある欄がございます。これが補正額がマイナスの7,153万6,000円でございます。

分厚い資料で申し上げますと、449ページから450ページにかけてという部分になります。

この予算につきましては、生活安全、刑事及び交通等の警察活動全般に要する経費の執行残に伴う補正でございます、主なものは、そこに3つほど書いてございます。警察電話専用料等警察電話通信費マイナス1,000万円、犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業マイナス1,179万3,000円、その他の警察活動経費等1,390万6,000円でございます。

一番上の警察電話専用料等警察電話通信費の減額は、警察専用電話と加入電話に係る通話料の執行残でございます。

「犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業」の減額は、安全・安心パトロールの警備業者委託に係る入札の残であります。

下のその他警察活動経費等の減額は、各事業に属さない警察活動全般に必要な経費を計上し

ている予算でございます、各種委託料とか、あるいは消耗品の執行残等でございます。

次に、(事項)交通安全施設維持費、補正額マイナス347万3,000円でございます。

これは、交通安全施設の維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でございます、その内容は、信号機や標識の修繕料の不用額や、可変式道路標識の通信回線使用料の執行残でございます。

次に、その下であります(事項)交通安全施設整備事業費、補正額マイナス1億6,132万1,000円でございます。

分厚い資料では450ページから451ページであります。

この交通安全施設整備事業費につきましては、交通安全施設整備に要する経費の補正でございます、これはマイナスの1億6,132万1,000円という多額の減額補正となっておりますことにつきまして、まずちょっと説明をさせていただければというふうに思うんですが。

この1億6,132万1,000円のうち1億5,795万円、ほとんどの大宗を占めるわけでございますが、この額につきましては、もともとは平成25年度に実施予定であった事業を、皆さん御承知かもしれませんが、昨年(平成24年)の年明けぐらいに政権交代に伴いまして国のほうで補正予算が組まれたかと思うんですが、それ御記憶かと思えます。そちらのほうで、急遽、国で組まれたものに対して、その増額の補正の財源として、昨年(平成24年)の2月議会で県の補正予算についても御審議いただいたかと思うんですけども、その際に増額補正の財源で、交通安全施設の整備に関する予算を積んだわけでございます。その財源の見合い分といたしまして、同じ同額の1億5,000万強につきまして、今年度の予算から減額するものでござ

ございます。

この2月議会の予算、平成25年度の予算を御審議いただく際に、急遽この国の補正が決まったものですから、予算から1億5,000万強を交通安全施設整備のための予算というのを減額をして御審議いただければよかったですけれども、その手続が間に合わなかったということでございまして、今回2月議会におきまして減額補正ということにさせていただければというふうに思っております。

この国の補正予算につきましては、「交通安全施設緊急整備事業」でございまして、昨年度の2月議会で1億5,795万円、全くぴったりの額を御承認いただきましたので、要するに一部を、今年度事業で予算を積んだわけでございますけれども、昨年度の補正予算によりまして、平成25年度当初予算編成の時期と重なったことに伴いまして、事業自体は平成25年度当初予算の中に残ったわけでございますけれども、前倒しで実施したということでございまして、平成25年度分は減額補正とそういうことになったわけでございます。

減額補正の方法といたしましては、この分厚い資料でいいますと450ページから451ページにかけての説明に記載しております1から5の事業の工事費の入札残等を合算いたしまして1億5,795万円を減額補正したものでございます。

なお、交通安全施設整備事業費の全体補正額は1億6,132万1,000円でございます。その差し引きで337万1,000円の減額補正があるわけでございますけれども、これにつきましては、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化におけるコンクリート柱内部の破断検査の委託料の入札残でございます。

御説明が長くなりましたけれども、以上でござ

います。

○田口委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○徳重委員 最後に説明があったこの交通安全施設整備の繰り越し残1億5,000万強という、これは新年度に繰り越すという考え方でいいんですか。

○水野警務部長 済みません、私の説明が言葉足らずでございました。前倒しで昨年度の補正予算に積んだということでございまして、執行自体は、もう既に昨年度の末から今年度にかけて執行しておりますので、積み残すというよりは、むしろ前倒しで使ったというふうに御理解いただければというふうに思います。

○徳重委員 わかりました。

○重松委員 1点だけ。先ほどの一般活動費の中の犯罪・事故の起きにくい社会づくり事業は、安心・安全のパトロールというふうにおっしゃられた。これは、青パトとか、そういう意味なんですか。

○深田生活安全部長 その事業は警備業者に委託をしまして、警備会社そのものが警備員を雇用しまして自転車等で市内を回っておる、あの安全・安心パトロール隊、この事業でございます。

○重松委員 わかりました。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○二見副委員長 先ほど徳重委員のほうからも話があった、前倒しで執行されたということの考え方なんですけど、今回1億5,000万ほどの執行残ということで補正をされたわけなんです。要するに、平成24年度の補正で、この事業を行ったということですよ。その認識でいいんですよね。

○水野警務部長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○二見副委員長 その中で、要するに、この1年間あった中で、ここに出ている交通信号の改良とか、いろいろ要望が多いところだと思うんですけども、今年度でそういう新たな事業を起すすというか、そっちの補正を考えることはなかったんでしょうか。

○水野警務部長 時系列に沿いまして、昨年度の当初の国の予算がどういうふうに動いたかということをお説明をさせていただきながらだと思っておりますけれども、まず、警察本部が、25年度の歳出予算を組むということで、御承知かもしませんが、昨年秋口でございますけれども、歳出予算案ということで財政当局に要求させていただいたのが、平成24年の11月でございます。その後、いろんなヒアリングもございます。また、予算編成自体が、最終的には25年の1月過ぎでございますけれども、正式に県全体の歳出予算が固まるという流れでございました。

一方、国の側でございますけれども、政権交代後、補正予算、日本経済再生に向けた緊急経済対策というものが、まず政府の段階で閣議決定されたのが、平成25年1月でございます。まだ、これも国会で御審議いただく前の状況でございます、これを受けまして、県のほうから2月追加補正への事業提出要請というものが行われまして、要は、時期的には、もうほぼ既に県の予算が固まった後の段階で、追加的に何かないのかというような事業提出要請がございました。

我々といたしましては、25年度の歳出予算に盛り込んでおりましたこの事業につきまして、それを前倒しでできるだけ早く対応することで、経済再生に向けたという政府の趣旨にも合致し

ながら事業が執行できるのではないかとということで、時期的に重なったものですから、手続的には予算としては2月議会まで出させていた予算には、当初予算にももの格好にはなってしまったんですけども、実質的にはそれを前倒しに執行するというので、2月の補正予算を組ませていただいたという次第でございました。一応、形式的には両方できるのではないかとというような御指摘も受けるかと思っておりますけれども、実際、中身で申し上げますと、そういった事情もございまして、重複のような格好になったわけでございますけれども、24年度の年度末から25年度にかけて必要な、当初予定しておいた警察安全施設、要は信号機でございますけれども、信号機の整備をしまいったという次第でございます。御理解賜ればというふうに思います。

○二見副委員長 要するに、この1年間でする事業は、もうこれだけというふうに決めていたということですかね。それ以上のことは、検討されたのかどうかということをちょっとお聞きしたいんですけども。

○草留会計課長 この24年度で行ったのが25年度の一部の前倒しでございまして、25年度そもその当初予算としては、交通安全施設整備事業は、これの10倍程度はありました。その財源を25年度の中から出したということで、この24年度に前倒しして先使いしておりますので、その分を出しましたけれども、その他の事業はしっかりとやらせてもらっております。

言い方としては、重要な部分というのは確実にやっておりますし、いろんな執行残を組み合わせながら、やれるところはやっております。

○二見副委員長 あと、これはお聞きしておきたいと思ったんですけども、退職手当のとこ

ろで希望退職の方が11人に、3人の方が亡くなられたということなんですけど、それぞれ、希望退職という方は、どういった理由で退職されたのか、その主な理由と、亡くなられた理由等をちょっとお聞きしておきたいと思いますが。

○水野警務部長 退職でございますが、その理由についてはつまびらかに存じ上げないんですけれども。個人の判断でありますので、ちょっとわからないところもございます。例えばですけれども、病気治療であったりとか、あるいは育児や親の介護であるとかいったものに専念したいということを理由にされているようでございます。

また、死亡の方でありますけれども、これは、がんでお亡くなりになられた方とか、自死をされた方という方もいらっしゃいます。

内訳としては、そんな感じでございます。

○田口委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 質疑は終了いたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、平成26年の2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて、座りまして、御報告申し上げさせていただきますというふうに思います。

資料のほうは、こちらの薄い資料でございますけれども、お手持ちでございましょうか。縦置きで格好で書いてありますが、定例県議会提出報告書であります。中は、横置きで格好でござらんいただくことになるんですけども。よろしいでしょうか。

○田口委員長 じゃ、お願いします。

○水野警務部長 それでは、今回御報告する事案は6件でございます。うち2件が職員の過失

による証拠品紛失事故と職員の過失による車両損傷事故でございます。残り4件は県有車両による交通事故でございます。

お手元の資料でございますと、3ページの一番上の段から以降をござらんいただければというふうに思います。

それでは、各個別のそれぞれの事案につきまして御説明申し上げます。

まず、3ページの一番上の事案でございます。職員の過失による証拠品紛失事故であります。

これは、宮崎南警察署の警察官が、傷害事件の被疑者が事件当時着用していたジャージ上下、靴下、雪駄を証拠品として任意提出を受けまして、押収した後に、保管庫への確実な入庫手続を怠るなど保管・管理が不適切であったことが原因で紛失したものであります。

この事故につきましては、相手方に対しまして、紛失した証拠品と同程度の価値を有する商品で価格を算出したしました合計の金額1万479円を県費で損害賠償したものであります。

証拠品紛失事故によりまして、委員の皆様初め、県民の信頼を損ないましたことに対しまして、深くおわび申し上げたいと思います。今後、証拠品の保管・管理をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。どうも、大変申しわけございませんでした。

次に、3ページのその下でございます、2番目の事案であります。職員の過失による車両損傷事故であります。

これは、宮崎北警察署の警察官が、公用の交番用自転車で警ら中に、相手方車両が交通違反をした状況を認めたことから停止を求めまして、道路脇の駐車場に移動いたしました後、相手方車両の付近に自転車をとめて反則告知を行っておりました。告知の最中に風が吹きまして、そ

の影響で自転車が倒れてしまいまして、自転車の前についているアルミ製の前かごでございますが、このかごが相手方の車両に接触いたしまして、相手方の車両が損傷してしまったというものでございます。

この事故によりまして、修理費用といたしまして2万7,667円を県費で損害賠償いたしましたものであります。

続きまして、3つ目は、同じページの一番下の事案になります。8番目の事案です。県有車両による交通事故につきましては、まずは、これは延岡警察署の警察官でありますけれども、捜査用自動車に単独で乗車して職務中、進路前方に黄色の点滅信号がついた交差点に進入したわけでございます。その際に、ちょうど十字で交差する道路は赤色の点滅信号でございまして、それを見落として一時停止をしない格好で、相手方車両が警察車両から見ますと左側のほうから交差点に進入してまいりまして、その相手方車両と出会い頭に衝突をした事故でございます。

この事故によりまして、相手方の助手席の同乗者に右下腿打撲傷などの傷害及び車両の損害が発生いたしましたため、相手方に対しまして、治療費及び修理費用として7万1,501円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

続きまして、ページをおめくりいただいて、4ページ、一番上の事案であります。この事案でございますけれども、宮崎北警察署の警察官が、小型警ら用無線自動車に単独で乗車して警ら中、前方の一時停止のある交差点を進行する際に、一時停止をしたんですけれども、その後、そろそろと交差点に入ってたわけですが、左側の安全確認が不十分なまま発進したということでありまして、その左側の道路からその交差点

に進入してまいりました相手方車両と出会い頭に衝突をした事故であります。

この事故では、車両損害のほか、相手方が頸椎、腰椎捻挫などの傷害を負いまして、ギプスの固定期間を含む71日間の通院が生じたため、その治療費、それから慰謝料、さらに修理費用といたしまして140万円5,864円を自賠責保険及び県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

それから、続きまして、その下でございます。この事案は、南警察署の事務職員の事故でございます。南警察署の事務職員が、文書廃棄業務のために文書を資材運搬車に積載いたしましてリサイクル会社の敷地に持っていったわけでございます。その敷地内で同僚2名の誘導によりまして、倉庫の入り口に向かってバックで車両を動かしておったわけでございますけれども、運搬車両がちょっと背が高かったものですから、車両の後部がリサイクル会社の出入り口に軒がつくってありまして、その軒先に資材運搬車のコンテナの部分が当たったということでございます。車両の後部の天井部分付近の注意不足でございました。同僚はおりましたけれども、注意が不足しておりまして、運搬車パネルの天井部分が倉庫に隣接する事務所の出入り口の軒先に接触いたしまして、軒先の一部を損壊したという事故でございます。

この事故によりまして、軒先の修理費用として14万1,750円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものでございます。

最後の事案でございます。4ページの3番目ですが、これは、都城警察署の警察官が、他の都城署員と共同で消防団詰所の駐車場に駐車した捜査用普通乗用車内で交通違反の反則を告知をしておりました。その中で、違反処理のため

車外に出る必要がございました。通常そういった中では、違反者のプライバシー保護のために車両内はカーテンを閉めているわけがございます。カーテンを閉めておりましたために中から外が見えないという状況で、その当該の捜査用普通乗用車の後部の、ハッチバックタイプのドアを開放したわけがございます。その際に、消防団詰所の駐車場が非常に狭い駐車場ございまして、後部の部分、当該自動車のちょうどすれすれのところに相手方の車両がとまっておりまして、ハッチバックのドアをあけた瞬間に相手方の車両にがつんとぶつかったという事案でございます。捜査用自動車の後方に、本当に近接しておりまして、駐車してた相手方の車両に接触をし、損傷させてしまったという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用などお支払いしまして13万3,651円を県警が加入する任意保険で損害賠償したものであります。

以上、交通事故や各種事故につきましては、今後とも発生防止に向けた諸対策を強力に推進してまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。

○田口委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○徳重委員 冒頭の証拠品紛失事故でございますが、前、お聞きはしたところであります。これは、非常に大きな問題じゃなかろうかなって私は考えているんです。裁判等になったときに、物証というのは、もう絶対的なものではなかろうかと思うんですが。大きな問題でなかったからいいものの、こういうふうに紛失事故というのは、今まで何回かあったものでしょうか、県警では。普通考えられない話かなと私

は思っているんですが。今までに何回か、こういう証拠品の紛失事故というのはあったものかどうか、教えてください。

○黒木警務部参事官 平成21年から24年にかけては、証拠品の紛失事案はあっておりません。

○徳重委員 5年間で、これが1件というふうなことかと思いますが、あってはならないことかなというような感じがしましたので、あえて質問をしてみたところです。

それから、4ページの交差点の事故の過失割合はどうなったのか、ちょっと教えてください。

○黒木警務部参事官 交差点の事故は2件発生しておりますが、まず延岡警察署の事故ですけども、これは県側が過失割合が20と相手側が80ということで、20対80になっております。

それと、次の宮崎市での事故ですけども、これにつきましては県側が過失が80、相手側が20ということです。

○徳重委員 私も事故をした経験からですが、警察の事情聴取りなり何なりあるわけですけど、事故をしようと思っている人は1人もいないという思いがするわけで、やはり、丁寧に事情聴取りなり、今後当たっていただきたいなと思うんです。誰ひとりとして、事故を起こそうとする人はいないわけでありまして。警察官だっただけでこういうことになるわけでございますので、ぜひひとつ、そういった考え方で調査なり取り調べなりよろしく願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○田口委員長 ほかにございせんか。よろしいですか。次に移っていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○武田交通部長 それでは、平成25年の交通事故の概要と本年の取り組みについて御説明いたします。

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。

それでは、まず1の交通事故の発生状況についてであります。

昨年、本県での交通事故は、発生件数が1万458件で、前年比マイナス321件、亡くなられた方が59人で、前年比プラス9人、負傷者数が1万2,589人で、前年比マイナス248人であり、発生件数と負傷者数は減少しましたが、死者数が前年より9人増加するという大変厳しい結果となったところでございます。

また、右の表に、過去5年平均の増減数等を示しておりますけれども、死者数は5年平均よりも3人多かったことがおわかりになるかと思えます。

ただ、発生件数、負傷者数等は、ともに減少したところでございます。

下のグラフは、過去10年間の全国と県内の交通事故死者の推移をあらわしたものであります。

全国の死者数を棒グラフで、本県の死者数を折れ線グラフであらわしております。全国で死者数にありましては、一番右を見ていただきますと、昨年が4,373人で、これは前年比でいいますと、マイナス38人と、わずかに減少ということにとどまっております。また、高齢者の占める割合は過去最高の52.7%ということで、全国的にも交通事故情勢は大変厳しい情勢だったということになります。

一方、宮崎県の死者数にございましては、平成16年の87人以降、それぞれ増減しているものの減少傾向で推移しておりましたが、昨年はそういうことで増加に転じたところでござい

ます。

次に、2の交通事故の特徴について説明いたします。

(1)の人身事故の特徴について3点掲げておりますけれども、アに、脇見、安全不確認等のいわゆる「てげてげ運転」によるものが依然として多く、全事故の73%を占めたということ。イとしまして、朝夕の通勤、通学時間帯の交通事故の発生が多く、全事故の34%を占めたということ。ウとしまして、交差点及び交差点付近での事故が約半数を占めたという結果になっております。

(2)の死亡事故の特徴については、4点挙げております。アにつきまして、人対車両の交通事故が最も多く、全体の38%を占めたということ。イとしまして、ドライバーの脇見、前方不注意等が最も多く、約33%を占めております。ウで、全死者に占める高齢死者の割合が高く、亡くなられた方59人中33人が高齢者であり、全体の55.9%を占めており、これは、先ほど申し上げました全国よりも3ポイントほど高い状況になっております。エで、高齢者の死者の中では、道路横断中の死者が多く、高齢者33人中半数近い15人が道路横断中の事故で、そのほとんどが夜間に発生しています。それも、車から見ますと「右から左」への横断中の事故でありまして、歩行横断中の歩行者、反射材をつけていたのは、残念ながら1人だけだったという結果でございました。

最後に、3の平成26年における交通事故総量抑止重点対策についてであります。

こうした厳しい情勢を踏まえまして、警察といたしましては「交通事故の総量抑止と交通秩序の確立」、これを運営重点に掲げ、交通事故総量抑止「ひむか6Sプラン」を強力に推進する

こととしております。

ちなみに、この6SのSはセーフティのSということでございます。

この6つの対策を期待しておりますけども、特に高齢者の交通事故抑止対策が喫緊の最重要課題でありますことから、緊急対策としまして、ことしの1月の20日から3月の10日までの50日間に2つを、1つは、幹線道沿いの高齢者宅を訪問して指導、対策を進めるということ。2つ目に、ドライバーが薄暮から早朝にかけて、走行時は、原則、ライトは上向きにする、ライトアップということで、この呼びかけを「高齢歩行者死亡事故抑止50日作戦」ということで展開しているところでございます。

本年も、関係機関・団体と連携いたしまして、効果的な交通安全教育、広報啓発活動の推進や高齢者の交通事故抑止対策を積極的に取り組んで、交通事故のない安全、安心な宮崎を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**田口委員長** ありがとうございます。その他の報告事項に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○**重松委員** 交通事故の特徴で、人身事故の場合、朝夕の通勤、通学時間帯の事故が多いということです。私、ある高校の先生と自転車交通のことで、質問のこともあったんで、今回はしませんでしたけども、ちょっとお伺いしたんですけど、意外と接触事故が多くて。ところが、女子生徒さんたちは、その場では、時間がないこととか勇気がないということで、要するに事故処理の対策も何もなくて、そのまま学校に来たと。その後に足が痛み出して、先生が話を聞いたら、やっぱり打撲があったりとか、そうい

うことがあった。ところが、もう事後ですから、そのときには、もう何も申し出がしようがないということだったそうなんです。そういう事例があるんじゃないかなと思ひまして。

例えば、ナンバープレートとか、そのときにそういうような控えがあって、後でちょっと問い合わせとか、そういうことはできるものなんでしょうか。

○**武田交通部長** 事故が発生した場合には、すぐ届けていただくということが一番かと思ひます。そのときの状況、記憶等がございますので、そして緊急配備等ができるわけでございます。

ただ、今、委員が御指摘のとおり、児童によっては早く学校に行かないかんというような状況もあるかと思ひますけども、後からになっても、それは詳しくお話を聞かせていただいて、捜査を徹底してやるということは今もやっておりますし、全く変わることでございませぬので。そのときは緊張して痛くなかったということとはございませぬけども、病院に行ったらひびが入っていたとかありますので、ぜひ、届けをしていただきたいと思っております。

○**重松委員** わかりました。そういうことで、またしっかり学校のほうにも指導をしていただきたいなというふうに思ひますので、よろしく願ひいたします。

○**中村委員** その高齢者というのは65歳以上でしようから、大体、何歳ぐらいが一番多いんですか、高齢者の中でも。

○**武田交通部長** 大変厳しいのが、死亡事故でちょっと申し上げますと、65歳以上で59人中33名が亡くなっておりますけども、70代の方が20名、これが一番多いです。あとは6人とか4人とか代によって違ひますけども、90代の方も3人いらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○中村委員 きのう、ここから帰りに、私は1回、前に言ったことがあるんだけど、やっと離合できるぐらいの道路に、携帯電話やりながら運転してはいけないということになっているので、そういう離合をやっとできるような道路の左側にとめて、堂々と携帯をやっているんですよ。それをきのうは2回見たんです、帰りに。これが一番危ないんです。これはどうかならないもんでしょうか。

○武田交通部長 てげてげ運転・脇見運転7割の、きょうの数字の最たるものが、今おっしゃったような話だろうと思います。そういうことで、いろんな広報啓発しているところがございますけれども、取り締まりの面から見た場合、取り締まりの総件数の約2割は携帯電話等々でございます。

したがいまして、軽微とはいいながら、一番の大きな事故の原因をつくることでございますので、今後とも広報啓発とともに取り締まりを強力にやっていきたいというふうに考えております。

なお、携帯電話を見てみますと、機能の中に運転マナーというのがございます。そこを押しますと、電話をしたときに、「ただいま運転中です」というメッセージが流れるわけがありますけれども、そういったところの電話販売会社とか来たときに、そんな教示をぜひしてくださいよということも、あわせて行っているところがございます。

以上でございます。

○中村委員 私が言いよるのは、携帯電話を運転者がするんじゃなくて、道路にとめて、それで堂々とやるわけです。だから、離合をやっとするぐらいの道路に、左側にとめればいいわと

というような者が多いんです。

○武田交通部長 駐停車禁止以外の場所では、当然停車できるわけでありましてけども。そのことよりも、まずマナーですね。全体の車が非常に膨らみながら走るとか、そういった状況は見かけるわけでありましてけども。ここも、先ほど言ったマナーモードにするとか、あるいは近くの空き地に入れるとか、そういったルール、法令以外、以上のドライバーとしてのマナーを、広報啓発でもっとやっていきたいというふうに思っております。

○中村委員 それは何か取り締まる方法はないんですか。道路が、こうあると、ここにとめて危ないんですね、追い越していかないかんから。これは、やっぱり注意をされているんでしょうか、危ないよというのは。

○武田交通部長 まず、違反になるかという話でございますけども、指定の駐停車禁止、法定の駐停車禁止、例えば交差点の近くですとか、バス停の近くですとかというところは取り締まりができるわけでありましてけども、そのほかのところでは、ちょっと待ってというような30秒ぐらいの通話を取り締まりするというのは、物理的にちょっと厳しいところもございます。

ただ、警ら中の警察官だとか取り締まり中の警察官がいた場合には、これは違反ということではなくて、全体の円滑な交通ルールの妨げになりますので、これは指導していきたいと思っておりますし、現在もそのように指導しろということで指示は出しているところがございます。

○中村委員 それで、私は高速で都城から来ているんですが、高速道路では絶対いかんですよ。そんな者がおりますよ、高速道路でやっている者が、とめて。後ろに何か出せばいいでしょうけど、出しもしないで、点滅を出しながら携

帯やってる者がおります。スピード違反よりか危ないですね。私がスピード違反してるわけじゃないんですけども、そこそこで走ってますから大丈夫なんですけども。これ見てください。その高速道路は絶対取り締まらにゃいかんですね。

○武田交通部長 間もなく東九州自動車道も開通するわけでありまして、高速道路になっていない県民とは思っていませんけども、やはり、初めて——ほかのとは行ったけども——東九州自動車道は利用するというような人たちもいるかと思えます。現在、間もなく全線開通いたしますけども、これに伴っていろんな講習の場所で、各警察署で高速道路使用時のマナーとかルールとか、そういったことをやってきているわけでありまして、今委員のおっしゃる電話のためにとまるなんていうのは、もう重大事故に直結いたしますので、これは違反ですので、これは取り締まっていきたいというふうに思っておりますし、引き続き、高速道路の広報等もしっかりやっていきたいというふうに考えています。

○中村委員 耳にイヤホンを入れとって、それで車のどっからかしているんでしょうけど、かかってきたのを、そのまま運転しながら話す人もおりますよね。あれはどうなんですか。あれだって一緒だろうと思うんですよね、携帯持ってしゃべるのと。ただ、違反にならんということ、耳にイヤホン入れとって、語りかけて運転しながらいくのは、これは何にもならないんですか。

○武田交通部長 携帯電話違反は、話をしたらいけないということじゃなくて、前方を見ずに画面を見るとか、メール画面を見るとか、そちらのほうで規定されておりますので、現在のところでは、聞くだけということは直接の違反に

はなりません。

○中村委員 私は、しゃべりながら物を考えるということ自体が、もうその運転に影響を与えらると思うんです。聞くだけやったら、じゃあ我々も電話がかかってくることは多いんですけど、出ないように。今おっしゃったように、今運転中と入れるんですけども。そしたら、それが許されるんだったら、そういう形でやったほうがいいなと思うんです。電話が来たときに、話をしながら、考えながら、話題をしながらやっていくのは、運転におかしいと思うんです。イヤホンしとって話したほうがいいのかというのと違うんじゃないかなと思うんです。

○武田交通部長 やはり、運転するときは、隣の方とおしゃべりしたり、後ろの子供さんとしゃべり、そんな事故が非常に多いわけでありまして、それは同じくイヤホンでも同じことだろうと思います。集中できないんだろうと思います。

ただ、現時点では、停止して検挙するかというところでは法的に厳しいわけでありまして、これはマナーとして指導していくべきことだろうと考えていますので、別に何もなくても車をとめなさいという中に、違反をした車をとめるだけじゃないんです。警笛を吹いて、それはどんな車か、ふらついてないか、あるいは、これは違反はないけども異常に低速だ、眠たいんじゃないのかな、そういった車をとめながら、抽出しながら未然防止を図っているわけですので、マナーを含め、そういったところを強力に推進して。今委員がおっしゃいました、そういったことも法的には検挙は厳しいのでございますけども、広報啓発の中で、電話をしておりますけども、電話のほうに夢中になって、目は見てるけど、脳みそが見てない、集中でき

てない、それがてげてげ運転の典型ですよという話を、引き続きやっていきたいなというふうに考えています。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○二見副委員長 この交通事故の特徴ということで、今回上げていただいておりますけれども、私も車で運転していると、シルバーマークをつけられた方とか、もみじマークですか、あれをつけられた方とか、赤でとまらない、そのままふっと行ったりするんです。今回、死亡事故の犠牲者といいますか、そういう方の高齢者の割合が多いということもあるんでしょうけれども、逆にそういう事故を誘発しかねないような運転とか、そういったところでの特徴というのは何かあらわれてないものなのかなというふうに思ったんですが。

○武田交通部長 高齢者の死亡事故原因で一番多いのは、約33%ぐらいですけども、やはり、先ほどおっしゃったようなてげてげ運転、ぼんやり運転というような話は一つありますけども、2つ目には、やはりハンドル、ブレーキの操作不適當というのが、一般が9%に対して12%ほどあるわけであります。これは、今の委員のお尋ねは、ぱっととまらないというのがあったんですけども、完全にとまらないのか、とまっていないのか、この付近のブレーキの不適も、その中に顕著として上がってきているんだろうというふうに思います。

そして、現在、75歳以上の高齢者の講習が、年間約2万人ほどやっております。この方たちの運動能力、認知能力といいますか、こういったところでも指導しているところでありまして、やはり、ドライバーのこういった教育も大変必要であろうかというふうに考えております。

もう一つ、お尋ねではないんですけども、今50

日作戦をやっておりますけども、この中には、33名の高齢者が亡くなるうちの、今度は歩行者の話でございますけども、33名のうち18名が歩行中でございます。何と15名が道路横断中にはねられているんです。それも、横断歩道上は2名だけです。あとは横断歩道外でございます。

この中で、もうちょっと数字を細かくいいますと、14名の方は、国道だとか幹線道路の500メートル周辺に住んでいる方がほとんどでございます。昔からの習慣だろうと思うんですけども、やはり横断される。

もっといいますと、夜間ライトアップと言っておりますけども、15名中の11名は夜間の横断中。夜間といいますが、おおむね薄暮時から21時ぐらいまで、もしくは早朝の日の出前、こういった時間でございます。

これは、やはり歩行者も明るい服装をしないといけないというのが一つ。それと、動体視力が落ちているわけですから、車を見てまだ渡れる。ところが、自分の歩行能力とは合わずにはねられるというのが、歩行者側の原因だと思います。そこはそこで、今、沿線に居住の皆さんの指導をやっているところでございますけども、一方、ドライバーからいいますと、これは高齢者も若者も含めてですけども、ライトを下向きにしたら40メートル先しか見えないんです。ところが、アップすると100メートル先が見えるんです。

ですから、この11名の方のドライバーのライトは、全て下向きなんです。対向車があるとか、直前を走っている車があるとかいうときには下向きにすることは当然規定されておりますけども、原則アップなんです。

ですから、各事業所、運輸業界、タクシー業界、こういったところに行って、そして一般の

ところも含めまして、チラシもつくりまして、ライトはアップしてくださいよと。この11名は、走って左から右に渡ってくるんじゃないんです。右から左に来るんです。ですから、早くライトアップしておれば、発見できて停止ができるんです。直前に横断しているわけじゃございませんので。こういった両面から高齢者の事故抑止を押さえていけば、この救命もぐっと減るんじゃないのかなということ。とりあえず3月10日と申しますのは、もう夕暮れ、朝日も長くなりますけども、また、この検証結果を見ながら、10月、11月と同じような今の時期の日照時間、こういったところでも強力にここを進めていくべきだろうというふう考えております。

以上でございます。

○中村委員 私も高齢者なので、高齢者が高齢者の悪口言ったらいかんのだけども。私が、きょうも朝立ったんですけど、12年間もう既に、小学校、中学校の子供たちが横断歩道を渡るのに立って、12年間、毎日、交通指導と挨拶運動をやっているんです。一番聞かないのは高齢者です。横断歩道を渡んなさい言うたら、知らん顔して通りますから。それは私も高齢者なんだけど、高齢者が高齢者に言っても、言うこと聞かないわけです。だから、高齢者の教育というのを、もっと何とかせないかんと思っています、今。自分にも反省をしながら。

○田口委員長 今の、答弁求めますか。

○中村委員 いやいや、いいですよ。

○田口委員長 よろしいですか。

○松村委員 10年間で死亡事故というか、死亡される方が7,400人から4,300人ということですから、もう圧倒的に減少しているということで。この原因というか、これだけ減るといのは、やっぱり効果があってるんで、交通安全対策に

いろんな手立てをして下がっているんだと思いますけども。死亡というのは、いわゆる事故から何日とか、死亡事故の死亡者のリストに上がるのは何日とか、そういうのはあるんですか。

○武田交通部長 これは、ここの数字に出てくるのは、事故発生後24時間という数字がございます。ただ、その時間外での死亡事故の数というのも、当然、都度確認しながら対策というのはとっていくべきですので、そういったことも実施しております。

○松村委員 死亡事故じゃなくて、もう一つは負傷というのがありますよね、負傷者って。これは、死亡される方とは別にカウントされているんだと思うんですけど、これ10年間でどのくらい減少してるんですか。

○武田交通部長 交通事故の負傷者数、これは、平成16年がおおよそ1万3,300ですね、これが1万2,500に落ちておるといようなことでございます。当然、その途中で死亡事故と同じように増減しておりますけども、そういう状況でございます。

○松村委員 亡くなる方というのは、もうかなり減ってますよね。5割までは減ってないけど、4割ぐらい減ってたりしてますよね、10年間で。

今お聞きしたところ、負傷される方というのは、そこまで減ってないんですね、1万3,000人から1万2,500人ということですから、数%の減少ということですよ。これは、今、エアバッグとか、あるいはシートベルトの着用率が上がっているとか、車の安全性が高くなっているとか、そういうのが原因じゃないかとは思いますが、車に乗っている人とか車の台数って余り変わらないですよ。だから、それで圧倒的に、これだけ死亡者が減ってるっていうことは、やっぱりシートベルトの着用率というのが一番大き

いんじゃないかと思うんですけども、どのようにその辺を。

○武田交通部長 確かに、最近はずつと前にとまる車ができたり、シートベルトのそういった効果も非常に大きいだろうと思います。これは、後部座席もやりましょうというのはそういうことでございまして。

ただ、もう一つ別に、免許人口で見たときに、現在約77万の免許保有者がいるわけですが、これは、10年前は約75万8,000と、76万弱でございまして、ここもそう多くはなっておりません。1万1,000ぐらいです。

ただ、65歳以上の高齢者の免許人口は約5万人ほど増加しております。ですから、全体ではそう多くなりませんが、ぐっと高齢者の波が今来ているというような状況でございまして、ちょっとしたような軽傷事故、これは全体では、死亡事故は先ほど申し上げましたようなことがあるんですが、そういった免許人口から見ても、ぜひ1万を切って減少させたいということが今狙いでやっておりますけれども、そういうような状況でございまして。

○松村委員 10年前の高齢者の事故率じゃなくて、事故の実数からいくと、そう変わらないんじゃないのかなと思ったりするんです。絶対的な分母が減ってきちゃったんで、高齢者の死亡率とか、被害者になる率とか、率は非常に上がってきているんでしょうけど。10年前も20年前も、やっぱり高齢者の方というのは、ちょっと不安定な歩き方されたりいろいろされてたんで、絶対数的には余り変わってないのかなというふうに思うんですけど。じゃあ、その方を本当に被害者にならないため、あるいは加害者にならないためにどうしたらいいかということは、そんなに昔と、余り対策も変わってないんじゃない

かと思って。じゃあ、その人たちに、今どうやっていくかという、それこそ免許を取り上げるか、あるいは夜、もう夕方から外に出るのかな、ちょっと極端ですけども、やっぱり何かをしていかないと、今までと同じように、今も中村委員から言われたように、言っても聞かないという方の問題が一番大きいんじゃないかと思うんで、その辺どうやって対策とるかなと思って。

○武田交通部長 高齢者が原因をつくった事故というのが約2,000件でございまして。これは、10年前からしますと1.5倍ぐらいふえているわけですが、高齢者が関与する、被害者になったとしても。これが、およそ3,000件です。これも、そのほど増加しているところでございまして。

高齢者が聞かないというお話もございましたけれども、高齢者も非常に聞いていただいているところはございまして、対策としまして、やはり高齢者宅を地道に回りながら。これは、交通安全協会、あるいは地区のいろんな協会の人たちも御協力いただきながら、そのときにカードというのをつくっております、お話をする中で、車の免許を持っていたらそういったカード、歩行者でありましたら、横断中の事故が多いですよとかいうようなカードを、それぞれに示しながら、4つのカードを見せながら、あるいは2つということもありますでしょうし。そういったように目で見えていただきながら、実際に膝を突き合わせて指導をしていくというお話。

それと、高齢者安全情報ネットワークみやぎ、これは、県高齢者連合会とか医師会だとか10の機関、約7万人加入ですけども、こういったところに、こういった高齢者の事故が発生した場合には、わかりやすく、これは数字じゃなく

て、この点を注意してもらいたいというようなものを流しまして、その関係の皆さんから漏れないようにしていただく、あるいはそのペーパー自体を回していただくというような話。

それと、やはり高齢者対策する中では、歩行システムとか一生懸命やっておりますけども、やっぱり体験型、これはセーフティー号を使いまして、交通安全教育車、こういったものを使っての歩行シミュレーション、あるいは運転シミュレーション、こういった体験型等をやっております。

当然、自分の運転が危なかしいというときには免許証を返納して、御家族と相談してどうですかというお話もあるんですけども、なかなかアクセスの悪いこの宮崎でございます。これは、自主的にお返しいただく分は、それはお返しいただくということにしておりますけども、やっぱり歩行者もドライバーも、自分の運動能力、いかにこういったところを認識して、元気に、年配となられた皆さんが過ごしていただくかというところのお手伝いができたらいいかなというふうに考えております。

○中村委員 今の高齢者が安全運転をする方法ですが、よく考えてみますと、高齢者の皆さんは何々表彰とか受けられると、例えば自分がかかわっている仕事で文部科学大臣表彰とか、あるいは厚生労働大臣表彰とか、表彰を受けるということは、物すごく励みになるんです、あの人たちは。いや、私も高齢者の人たちのことを言えないけど。そうすると、私は思うんだけど、公民館長あたりに頼んで、優秀な高齢者の交通安全をやっている人たちに、小さいバッジでもいいじゃないですか、よく頑張ってますねということであげてあげると、夫婦でまた頑張るだろうし、何人ももらうと、ほかの人たちまで、

よし、俺たちもあのバッジが欲しいとか、そういうことになりはしませんか。そういうちょっとしたことで、公民館長あたりに、年に2人ぐらいずつ表彰して、金はかからん、小さいバッジでもいいじゃないですか、これをつけなさいと。喜びますよ、多分。いかがでしょうか。

○武田交通部長 無事故のためのいろんなアイデアをいただいているところございまして、今のお話も非常に参考になるお話でございます。

今、特に都城の方面で、地区ごとの高齢者の競争をやっております。これは、ドライバーも事故を出さない。被害者、加害者を出さないとか、違反者を出さないとかというのを、各地区ごとで半年間、競争をしてもらっているんです。ナビ合戦とか、合戦という非常にいい雰囲気でも推移しておりますけども、そういったバージョンでやっていただいて、この前も都城の市長から、この地区からは、ドライバーも歩行者も、免許を持ってない方も、何もそういった道交法的な、なかったということで表彰していただいております。これは非常にいい制度だと思っております。これに非常にいい制度だと思っております。これに非常にいい制度だと思っております。これを進めてくださいというような話をやっているところでございます。

例えば、今のようなお話の中で、その地区の中でそういったことをやるのか、全体でやるのか。これは一つのアイデアとして非常にいいお話でございますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

○重松委員 その重点対策なんですけども、(4)に悪質・危険運転者対策の推進とあるんですけど、本当に危険運転、例えば高速道路を走っていても、めちゃくちゃ後ろから、あっという間に追い越していった、すごい暴走する運転者とか、一旦停止も、もう明らかに突っ切っ

ていく運転者とかたくさんいるんですけども、この対策推進については、どのような推進をしようと言われてらっしゃるのでしょうか。

○武田交通部長 特に、もちろん、今委員がおっしゃったようなお話、スピード、もっといいますと飲酒運転、無免許、こういったところの取り締まりをぜひやっていきたい。当然、信号無視だとか、一時停止だとか直結するようなことも含めまして、これは強力に、引き続きやっていきたいなということでございます。

飲酒運転では、年間に約400件ほどの検挙がございますけれども、幸いに県下全体では若干減少傾向ではございます。

ただ、根絶するためには、そういった環境をつくらないといけないということで、飲酒運転をしている人だけでなく、知ってて乗っていた人、あるいはするということを知ってて飲ませた人とか、車を貸した人、こういった周辺の取り締まりも徹底してやっているところでございます。

飲酒運転についてはそういうことでございますけれども、今後、危険運転致死傷罪、今おっしゃいましたような高速で事故を発生させるというような危険運転致死傷罪がございますけれども、これの法の見直しもことしの6月までに、今までその条件が非常に厳しかったものですから、もうちょっと法定を下げ、そこまでいかななくても、普通の自過傷の罪よりも高い罪にしましょうという改正道交法も実施に向けて作業を進めておりますので、そういったことで、この悪質危険運転者対策を推進していきたいというふうに考えております。

○田口委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 どうもありがとうございました。それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時28分再開

○田口委員長 ただいまより委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、お礼を申し上げたいと思います。

1月30日、31日に開催いたしました「子どもと本とつなぐ みやざき読書ネットワークフォーラム」、それから2月22日に開催いたしました「東九州道延岡宮崎間開通記念講演会」に、福田議長に御臨席を賜り激励をいただきました。ありがとうございました。

そのほかにも、いろいろな行事等に県議会議員の皆さん方がおいでいただく、あるいは学校にも足を運んでいただくという報告も受けております。激励を賜りまして感謝を申し上げたいと思います。そのように御配慮、御支援をいただいておりますことを深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、説明をさせていただきますが、お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」、議案第70号「平成25年度宮崎県育英資金

特別会計補正予算(第1号)」の2件でございます。

このうち、補正予算についてであります、目次の右にあります1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下から5段目の太線で囲んでおります合計の欄に記載しておりますように、53億7,769万7,000円の減額補正をお願いするものでありまして、2つ右の欄になりますが、補正後の額は、1,008億8,515万8,000円でございます。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄に記載しておりますように、2億2,775万6,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、18億9,956万6,000円でございます。

その結果、一番下の太線で囲んでありますが、総計では、51億4,994万1,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、1,027億8,472万4,000円でございます。

私からの説明は以上であります、引き続き関係課室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口委員長 ありがとうございます。教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○梅原総務課長 総務課関係の平成25年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料、総務課のインデックスのところ、389ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計1億3,768万1,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、29億5,504万2,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

391ページをお願いいたします。

ちょうど真ん中あたり(目)事務局費の(事項)職員費7,694万円の減額であります。これは、給料減額措置等によるものであります。

次に、下から3段目(事項)一般運営費の439万9,000円の減額であります。これは、本庁及び教育事務所の運営に要する経費の執行残であります。

次に、392ページをお願いいたします。

下から3段目(目)教育研修センター費の(事項)教育研修センター費466万6,000円の減額であります。これは、教育研修センターの管理運営、相談業務や施設の臨時的修繕に要する経費の執行残であります。

次に、393ページをお願いいたします。

上から3段目(目)社会教育総務費の(事項)職員費4,175万7,000円の減額及びその下にあります(目)保健体育総務費の(事項)職員費811万3,000円の減額であります。これは、それぞれ給料減額措置等によるものであります。

総務課関係は以上であります。

○入倉財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

お手元の平成25年度2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、395ページをお願いいたします。

財務福利課の補正予算額は、総額で3億5,344万6,000円の増額補正でございまして、補正後の額は、同じ行の右から3列目、69億5,083万6,000円でございます。

その内訳につきましては、1行下の一般会計の欄にあります1億2,569万円の増額補正、5行下にあります特別会計が2億2,775万6,000円の増額補正であります。

それでは、補正をお願いいたします主な事項

につきまして御説明いたします。

397ページをお願いいたします。

ページの中ほど(事項)維持管理費につきまして、1,172万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、学校施設の維持管理等に係る経費の執行残であります。

次に、398ページをお願いいたします。

上から3行目(事項)育英事業費につきまして、2億8,364万9,000円の増額補正をお願いしております。これは、国から移管を受けた高校生に対する奨学金に係る交付金が当初の見込みを上回ったことに伴い、宮崎県育英資金特別会計への繰出金を増額するものであります。

次に、下から3行目(事項)教職員住宅費につきまして、5,165万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、売却予定の教職員住宅の解体費用が不要となったことなどに伴う減であります。

次に、一番下の(事項)高等学校等生徒修学支援基金事業費につきまして、9,145万4,000円の増額補正をお願いしております。これは、国の経済対策の実施に伴う補正として、修学が困難な生徒への奨学金などの原資とするため、交付金を、基金へ積み増しすることなどによるものであります。

次に、399ページをお願いいたします。

上から2行目(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、148万円の増額補正をお願いしております。これは、国が平成26年度から公立高校授業料無償制度につきまして、不徴収制度を廃止し、新たに就学支援金制度を実施するための準備経費であります。

公立高校における就学支援金制度につきましては、平成26年度入学者から適用され、保護者の年収が国の定める基準額未満の生徒に対し、

授業料相当額を就学支援金として支給するものであります。

続きまして、同じページ、下から4行目(事項)学力向上推進費につきまして、1,131万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、生徒用パソコンのリース契約における入札執行残によるものなどであります。

次に、一番下の(事項)恩給及び退職年金費につきまして、1,392万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、恩給等受給者の減少により生じた執行残であります。

次に、400ページをお願いいたします。

上から4行目(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、1,159万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、学校の各種設備の保守管理に係る委託料の執行残などによるものであります。

次に、下から4行目(事項)内容設備整備費につきまして、1,291万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、理科教育等設備整備費につきまして、昨年度の国の緊急経済対策に伴う2月補正において当年度分を前倒しして実施したことによる執行残であります。

次に、403ページをお願いいたします。

一番下の(事項)文教施設災害復旧費につきまして、9,270万円の減額補正をお願いしております。これは、各種災害により被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する経費であります。本年度は、災害復旧費で対応を要する大きな災害がなかったことによる執行残であります。

次に、404ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。

(事項)育英事業費につきまして、2億2,775万6,000円の増額補正をお願いしております。これは、国から移管を受けた高校生に対する奨学

金に係る交付金が当初の見込みを上回ったことから、一般会計より繰り入れを行うものであります。

財務福利課関係の説明は以上であります。

○谷口学校政策課長 学校政策課関係分について御説明をいたします。

次の405ページをごらんください。

学校政策課の補正額は、8,549万9,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、8億2,060万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたしますので、407ページをお開きください。

資料中ほどの(事項)県立高等学校再編整備費の説明欄の1「西諸県地区総合制専門高校設置事業」の860万3,000円の減額でございますが、これは、小林秀峰高校の設置に伴います温室等の施設整備における工事請負費や備品購入等の執行残でございます。

次に、408ページをごらんください。

上のほう、(事項)指導者養成費の3,616万3,000円の減額であります。

このうち、説明欄の4「初任者研修事業」の1,887万3,000円の減額でございますが、これは、初任者が校外研修で学校不在となります際に、後補充として配置します非常勤講師の報酬や旅費等の執行残であります。

次に、409ページをごらんください。

中ほどの(事項)就職支援活動促進費の説明欄の1「未来を拓く高校生就職支援事業」の587万8,000円の減額でございますが、これは、就職支援を行います進路対策専門員の勤務日数が当初の計画より減少したことによります報酬や旅費等の執行残でございます。

次に、410ページをごらんください。

一番上の(事項)産業教育振興費の1,778万5,000円の減額であります。

このうち、説明欄の5「復興から新たな成長へ!農業教育充実事業」の1,550万円の減額でございますが、これは、高鍋農業高校の販売実習棟の新築におきまして、当初国庫補助事業を活用する予定でしたが、25年度の当初予算に計上しましたところ、国の予算成立の時期のおくれが見込まれましたために、国が25年度に計画している事業を24年度に前倒しをして対応するよう指示がございましたので、24年度の補正において対応したところでございます。

そのため、25年度の当初予算に計上しております工事請負費あるいは委託費等を減額補正するものであります。

学校政策課関係は以上でございます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。

特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

同じ資料の411ページをお開きください。

特別支援教育室の補正額としましては、2,794万2,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、1億738万3,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

413ページをお開きください。

(事項)特別支援教育振興費であります。このうち、説明欄3の「特別支援学校医療的ケア実施事業」の244万円の減額でございます。

この事業は、たんの吸引や経管栄養などの医療的な介助を必要とする児童生徒が、安全・安心な学校生活を送るために特別支援学校に看護師を派遣するものであります。児童生徒の病

気等による長期欠席等により、看護師派遣の日数が見込みよりも少なくなったことによる委託料の減額によるものでございます。

次に、説明欄6の「県立高等学校生活支援推進事業」の865万1,000円の減額でございます。

この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、学習活動に円滑に取り組めるよう、授業準備等の介助を行うものでございますが、そのために生活支援員を配置するものでございます。進学先の変更や対象生徒の欠席によりまして、配置を要しなくなったことにより生じた人件費等の執行残を減額するものであります。

次に、説明欄11の文部科学省委託事業であります「特別支援学校センター的機能充実事業」の1,235万9,000円の減額でございます。

この事業は、国の委託を受けまして、特別支援学校に臨床心理士等の専門家を派遣したり、企業等の実務家による研修等を実施したりすることにより、特別支援学校の専門性や小・中学校に対する支援機能の充実を図るものであります。減額の主な理由は、要求額より約940万円ほど国の決定額が低かったことに伴うものでございます。

その他につきましては、それぞれの事業における事務費等の執行残でございます。

特別支援教育室の説明は以上でございます。

○早日渡教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

引き続き、資料の415ページをお開きください。

一般会計、50億8,865万円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の額は、右から3つ目でございますが、899億4,902万3,000円となります。

以下、主なものにつきまして説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、417ページをごらんください。

まず、上から5段目の(事項)教職員人事費であります。1億2,594万2,000円の減額をお願いしております。これは、主に非常勤講師などの報酬等につきまして、当初より少なく見込まれたことから減額するものでございます。

次に、下から2段目の(事項)退職手当費であります。6億776万9,000円の減額をお願いしております。

これは、退職見込み者数が当初の見込みより減ったことに伴いまして、減額するものでございます。

次に、418ページをごらんください。

上から3段目の(項)小学校費であります。 (事項)職員費につきまして17億6,217万6,000円の減額を、(事項)旅費につきまして6,201万6,000円の減額を、中段ちょっと下のあたりですが、次に(項)中学校費であります。 (事項)職員費につきまして9億6,207万5,000円の減額を、(事項)旅費につきまして3,600万6,000円の減額をお願いしております。

419ページをごらんください。

一番上の(項)高等学校費であります。 (事項)職員費につきまして10億9,872万7,000円の減額を、(事項)旅費につきまして3,009万9,000円の減額を、続きまして、中段の(項)特別支援学校費であります。 (事項)職員費につきまして3億8,986万1,000円の減額を、(事項)旅費につきまして1,304万円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当、共済費であります。給料減額措置等や職員数の変動等による補正でございます。

また、旅費につきましては、いずれも人事異

動に伴う赴任旅費の実績減や出張等の減による減額でございます。

教職員課は以上でございます。

○村上生涯学習課長 生涯学習課でございます。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところですが、421ページをお願いいたします。

一般会計予算で、上から2段目、左側の欄、2,565万1,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように、5億341万1,000円となります。

主なものにつきまして御説明をいたします。

423ページをごらんください。

上から4段目の(目)社会教育総務費につきまして、513万7,000円の減額をお願いしております。

主なものは、中ほどの(事項)成人青少年教育費、その説明の欄にございますが、3の「県民総ぐるみ「学び」推進事業」132万8,000円でございます。この事業は、国費と県費から市町村へ補助を行いますが、その交付額の確定に伴う減額でございます。

次に、同じページ、一番下の段(目)図書館費につきまして、880万7,000円の減額をお願いしております。

次のページ、424ページをお願いいたします。

減額の主なものといたしましては、一番上の段の(事項)図書館費の説明の欄にございます、1の管理運営費が616万3,000円の減額でございます。これは、図書館の清掃や警備などの委託料の入札残などによるものでございます。

次に、同じページの下から4段目の(目)美術館費でございます。1,170万7,000円の減額をお願いしております。

主なものは、その下の(事項)美術館費の説明の欄にございます、1の管理運営費が541万2,000円の減額でございます。これは、美術館に係る光熱費の執行残によるものでございます。

生涯学習課は以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、427ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で5,957万9,000円の減額補正をお願いしております。

その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の10億1,255万1,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

429ページをお開きください。

ページの下から2段目にあります(事項名)スポーツ施設管理費でございます。431万7,000円の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、次のページをお開きください。

ページ上段にあります2の「PCB廃棄物緊急処理事業」における、県立体育館で保管しておりましたPCB廃棄物の運搬や処理に係る経費の減額でございます。

次に、その下にあります(事項名)健康教育指導費でございます。481万円の減額補正をお願いしております。主なものは、2の養護教諭等研修事業における非常勤講師の報酬や研修に係る講師謝金や旅費などの減額でございます。

さらに、その下にあります(事項名)保健管理指導費でございます。404万円の減額補正をお願いしております。主なものは、1の県立学校児童生徒に対する保健管理指導費における心臓検診などの各種健康診断に係る経費の減額でござ

ございます。

最後に、一番下にあります(事項名) 体育大会費でございます。4,106万円の減額補正をお願いしております。これは主に、1の国民体育大会経費の選手派遣に係る経費の減額でございます。

スポーツ振興課は以上であります。

○田方文化財課長 文化財課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、433ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で、7,760万1,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、4億7,774万9,000円となります。

以下、その主なものにつきまして御説明をいたします。

436ページをお願いいたします。

一番上の(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、6,188万8,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由といたしましては、説明欄の3、農業水利・土地改良事業発掘調査におきまして、九州農政局が実施した農業水利事業における事前確認調査の結果、遺跡が確認されなかったため、発掘調査が必要でなくなったことによるものでございます。

また、4の国道発掘調査、5の東九州自動車道発掘調査におきましては、発掘調査の受託額が確定したことによるものでございます。

なお、国道及び東九州自動車道発掘調査は、事業者であります国土交通省と西日本高速道路株式会社から、県が委託を受けて実施しているものでございまして、経費は全額、各事業者の負担となっております。

説明は以上でございます。

○花岡人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、439ページをお開きください。

一般会計で78万4,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、812万円となります。

その主な内容について御説明いたします。

441ページをお開きください。

上から5段目にあります、(事項)人権教育総合企画費で62万円の減額補正をお願いしております。これは、人権啓発資料作成など、人権教育の総合企画に要する経費の執行残でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費でございますが、16万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、人権教育関係団体等との連絡調整に要する経費の執行残でございます。

以上でございます。

○田口委員長 ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。お昼になりましたので、午後1時再開といたします。ありがとうございます。

午前11時56分休憩

午後1時2分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。

議案に関する執行部の説明が終了しました。

質疑はありませんか。

○重松委員 1点だけお尋ねいたします。430ページの説明の中で、これはスポーツ施設管理費の2番ですか、PCB廃棄物緊急処理事業とい

うこと、このPCBという意味は何だったでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 県の体育館の電気施設の改修等に伴って、高圧トランスとか照明用のコンデンサ等の処理するものを、すぐには処分できませんので、一時保管をして、処理できるような条件が整ったときに処理したということで。今回、そのコンデンサ等の処理費用が、微量のPCB廃棄物であったということで、安く処理できたということで減額になっております。

○重松委員 この予算の措置というのは、毎年発生するんですか。

○日高スポーツ振興課長 いえ、現在のところは、今回がもう最後になると思います。処理するために一時保管をしてあったということですので。また、大きな改修とか修理が必要な場合には、またそういった事態も起こり得るんですが、現在のところ、もう保管物は一切ありませんので、しばらくはないというふうに思っております。

○重松委員 わかりました。どうも、済みません。

○田口委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 せっかく来ていただいて、もう終わるわけにもいかないでしょうから、413ページを開けていただけますか。413ページの下の方に、3番に特別支援学校医療的ケア実施事業ということで、看護師さんに対する費用が少なかったとか何とか言われたような気がしたんですが、この3番と6番と11番を、もう一回説明していただけないですか、念入りに。

○坂元特別支援教育室長 まず、3番の特別支援学校医療的ケア実施事業でございます。この事業は、先ほども御説明しましたが、医療的ケ

アの必要な重度の子供さんに対して看護師を配置するというような事業でございますが、実は、大変重度の子供さんは、体力的なこともありまして欠席が多うございまして、大体200日ぐらいの出席日数がある中で、30日とか40日という子供さんもたくさんおられます。そうすると、その欠席の分、配置している看護師の配置が不必要になりますので、その分の減額というようになります。

また、大変不幸なことなんですが、お一人、医療的ケアの方がお亡くなりになったこともありますので、そこに配置している看護師さんも、そこからはもうストップということもありますので、そんな状況で、この金額の減額ということになった次第でございます。

それから、引き続きまして、6番の県立高等学校生活支援推進事業でございますけども、これも先ほど御説明しましたが、県立学校の障がいのある子供さんに、介助員等を派遣して支援をするというものでございます。当初、入学の時点では10名ほどの必要な子供さんがいるというふうに積算をしておりましたけども、中学校から高校に上がる際に私立のほうに行かれた子供さん等もおられまして、そのうち4名が県立高等学校を辞退されたということもありましたので、その分が人件費の減額ということでございます。

続きまして、11番の特別支援学校センター的機能充実事業でございます。これは、国の予算ということでございましたけども、先ほども言いましたように、約940万程度決定額が下がりましたので、その分下がったという状況でございます。この機能というのは、いわゆる特別支援学校が地域の小中学校を支援するために、センター的機能と申しますけども、そのために特別

支援学校の専門性を高め、そして、それを地域の小中学校のほうに支援をしていくというような事業でございます。それにつきましては940万円という形で減額になりましたので、その分が大半の減額の理由でございます。

そのほかにも、講師、たくさんPTとかOTとか臨床心理士の方を派遣した研修等も行いましたが、若干日程等の調整がつかなかったために、そういう方々を招聘した研修等ができなかったということで、その分の旅費とか謝金とか、そういうのが減額の理由になっている状況でございます。

以上でございます。

○中村委員 この6番の県立高等学校生活支援推進事業です。これは、そういう障がいを持っている人たちのために非常にいいことなんです、そのことによってという言い方はおかしいんですが、大学に行って、大学でそういう事業はないわけでしょう。だから、大学でもそういうことをやってくれんかという陳情が、この前あったんです、我々自民党のほうに。

しかし、聞いてみると、県ではこういう支援があるんだけど、大学に行った場合はその支援はないということで、非常に困ったんですけど、その辺の扱いはどうなんでしょうか。どう思っていますか。大学に行った場合の支援ということは、県はできないですよ、国立もあるし、私立もあるわけだから。陳情があったんだけど、その辺はどう捉えていらっしゃいますか。

○坂元特別支援教育室長 小学校、中学校、高等学校においては、こういう制度が充実しつつありますので、そういう面では、通常、学校におられる子供さんの介助ということはできているんですが、問題は、その後、進学された大学に

ついて、その制度がないということで。これに関しましては、障がいがあるために、その子供さんの可能性を潰すようなことがあってはいけないということは非常に大事なことでございますので、教育長が大学等、関係機関との連携協議会等の機会を捉えて、大学のほうに対して、ぜひそういうような制度をつくってくれというようなことを申し入れをしているような状況でございます。

以上でございます。

○中村委員 教育長が今、そういう支援をしてくれということで申し入れをされたんですね。

○飛田教育長 会議があるときに、そういう実態があるということで。当然、子供たちが高校を卒業して大学に行きたいと——ちょっと長くなるかもしれませんが——そういう子供が、例えば教員免許を取ってくれることで、宮崎県の学校現場で先輩が頑張っているということを見せることもできると思いますし、もちろん障がい者雇用とかいろんなことを考えたときにも、大きなメリットがあると思います。そういうことを踏まえながら、大学との連携協議会等でも、ぜひ大学もお考えいただきたいということ、私はお話をさせていただきます。

それから、実体験としていろいろ、私は、自分のこととしても経験をしているんですが、大学によっては非常に手厚い対応をしていただいている大学もございます。県内の大学でも、そういう障がいのある子供を受け入れて、かなり丁寧に対応をしていただいているということも知っております。

ですから、どの大学も、やっぱりそういう子供たちと一緒に学ばせることによって、ほかの学生にとってもいい形になると思いますし、大学自身が、その卒業生を、障がいのある方を雇

用するということだってできるし、いろんな可能性が広がると思うんです。そんなお話をさせていただいているところです。

○中村委員 わかりました。

○徳重委員 二つお尋ねします。404ページの育英資金貸与事業2億2,775万6,000円と増額されておりますが、これは全体で幾らか、この増額分で幾らか、何人の対象になっているのか、ちょっと教えてください。

○入倉財務福利課長 育英資金貸与事業ですけれども、計画しておりましたのは4,266名分で計上しておりますけれども、今回の国の補正で積み増しを行っております。しかし、これは積み増した分については、翌年度以降、次年度以降の奨学金の原資になるものも含まれておまして、実際に私どもが今年度末で見込んでおりますのは4,083人ということになります。

○徳重委員 4,083人ということで、積み増して4,266名ということですが、まだ枠というか、どれまでふやせるというか、無限にはならないとは思いますが、どれぐらいまで予想されているんですか。

○入倉財務福利課長 この育英事業につきましては、平成17年度に国からの移管を受けて現在やっているものでして、今後、大体この4,000人程度で進んでいくんですけれども、この原資になりますのは、最終的には貸し付けを行いました方々からの返還金で賄うということになりまして、その返還者が今後2万人ぐらいまでふえと考えております。

その間は十分な原資ができるのかどうかというのは、私どもも非常に心配するところなんですけれども、大体この数字で現在のまま推移すれば、何とか運営できるのではないかと考えているところであります。

○徳重委員 今おっしゃいましたとおり、返還金というのが原資になっていくことは当然のことだと思いますが、この返還の状況は順調にいつていると理解していいんですか。

○入倉財務福利課長 決算委員会等でも大変御心配いただいているところなんですけれども、現在、非常に滞納者が多いというようなことがございましたので、専任の職員を増員したり、また、滞納者はもちろんですけれども、連帯保証人に対して催告の強化をします。さらにまた、今年度からは貸与額の選択制とか、返還金の口座振替制度の導入とか、また、電話催告等を強化する、さらには、長期滞納者等については法的措置も実施して減額に努めているところでございまして、わずかではあります、改善をしているところでありまして、滞納率が減っているというような状況にございます。

○徳重委員 私は思うんですが、中途半端では、滞納者をそのままにしておくというのは、どうしても許せない話だと思っているんです。だから、天引きなり何なり、今滞納をしていらっしゃる人には徹底的に回収するようもう最大限の努力をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、文化財課、これは436ページ、これは国道の発掘調査で3,553万6,000円減額ということになっていますが、もう一遍教えていただきたいんですが、東九州自動車道の調査もひっくるめて、これはどういう意味でこれだけの減額になったんですか。

○田方文化財課長 まず、国道発掘調査のほうからお話をさせていただきますけれども、国道発掘調査は都城志布志道路のうち、国の機関、国が実施しておりますのが都城道路、これが13.4キロあるんですけれども、その中で、今年度1

遺跡の調査を実施する予定だったんですが、実際にはその調査をした結果、そこに遺跡が出なかったということで、その分がもう遺跡を調査しなくてもよくなったということで減額が1つございます。

それから、都城市の大淀川の河川敷で西久保地区というのがございますけれども、その発掘調査を実施しております。これは、洪水対策のために堤防をつくるという工事だったんですけれども、その工事の中で、当初は発掘調査面積が大きいものですから、それに係る重機、例えばバックホーとか、それからトラックで搬出をするということがございまして、その経費を組んでいたわけですが、実際には、国土交通省のほうはその分を、事業の進捗を早くするために肩がわりでやっていただいたということで、その分の委託がなかったということで3,500万円ほどの減額になっているということになります。

それから、もう一つの東九州自動車道の発掘調査ですけれども、大分から宮崎県の間は、もう発掘調査は全部終わっております。ただし、今年度は報告書の作成、これに1,000万円ほどかかるんですけども、その報告書の作成をやっておりまして、そちらのほうは委託がありました。今度、宮崎市から日南市までの間、北郷から日南市、ここに1つ遺跡があったんですけども、それを事前に確認調査に入りましたところ、ここも遺跡が出なかったということで、発掘調査をしなくて済んだということになります。それで、その分が1,000万円ほどの減額になったということで、これだけの金額が減額になっているということでございます。

○徳重委員 今、国道の発掘調査の中で志布志道路ということをおっしゃったわけですが、こ

れは今、工事の一部入っているんですけど、この調査は高木原の水田のところなのか、場所はどこ辺を調査されることになっておったのか、ちょっと教えてください。

○田方文化財課長 その都城道路のほうになりますけれども、国土交通省が実施しているところなんですけど、その分は都城市の平塚町、それから五十市駅、明和小学校の西側ということになりまして、これは西原第2遺跡と呼んでおりますけれども、JRの線路の近くをやっているということになりまして、これが約3,000平方メートルほどということになると思います。ここが、土地の買収ができなかったということになりまして、ここに入れなかったということで、この減額の措置になったということでございます。

○徳重委員 今、土地の買収ができなかったというようなことであれば、なかなか進まないと思うんですけど。これ以外の、明和小周辺以外のところもかなり買収をされているんですよね。そちらに回すということはできないものでしょうか。

○田方文化財課長 まず、今の金額につきましては、国交省のほうからの委託の金額になりますので、その分を県の事業に回すということとはできないと思います。国土交通省のほうは1カ所しか委託がございませぬので、その分を回すということとはできないということになると思います。

○徳重委員 いやいや、県の事業にというんじゃないんです。今おっしゃった区域については、国の直轄なんです、全部。だから、次も、ずっとインターまで、今の発掘事業は全部直轄事業なんです。同じ直轄だから、次の区間に、まだ買収されているところがいっぱいあるわけですか

ら、そっちに回せないかということです、私が言っているのは。

○**田方文化財課長** 今年度、国土交通省と、この予算を組む前にお話をしているわけですが、その中では、この3,000平方メートルの西原第2遺跡だけを委託をするということになっておりますので、国土交通省としては、そちらに回すということは考えてなかったということになり、うちにも委託がなかったということになりますから、入れなかったということになります。

○**徳重委員** はい、わかりました。いいです。

○**田口委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** では、ありがとうございます。以上をもちまして、教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時27分再開

○**田口委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、7日金曜日に採決を行うこととし、再開時刻を午後1時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がござ

いませので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目等について、特に御要望はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時28分再開

○**田口委員長** 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**田口委員長** では、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後1時28分散会

平成26年3月7日(金曜日)

会を終了いたします。

午後1時29分閉会

午後1時28分再開

出席委員(7人)

委 員 長	田 口 雄 二
副 委 員 長	二 見 康 之
委 員	福 田 作 弥
委 員	中 村 幸 一
委 員	松 村 悟 郎
委 員	重 松 幸 次 郎
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
政 策 調 査 課 主 幹	牧 浩 一

○田口委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第60号及び第70号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号及び第70号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですので、以上で委員